

与那原マリーナ使用許可艇の共有に関する規則

この「与那原マリーナ使用許可艇の共有に関する規則」は、与那原マリーナにおける使用許可艇の共同所有の取扱いについて定めたものです。共有に伴うトラブルを未然に防ぐため、使用許可艇が共同所有である場合は、この規則を遵守していただくことになります。

第1節 目的および定義

(目的)

第1条 この規則は、与那原マリーナ（以下「マリーナ」といいます。）における使用許可艇の共有に関し、取扱い方法を定め、もってその共有に伴うトラブルを未然に防ぐことを目的とします。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、沖縄県港湾管理条例書（以下「条例」といいます。）における用語の意義と同一とします。

第2節 共有者持分、行為の効果

(共有者持分)

第3条 マリーナ管理者に登録された共有代表者、その他の共有者の持分割合を合算した結果は、使用許可艇の所有権の全て（100%）とならなければなりません。

(共有者行為の効果)

第4条 共有者がマリーナ使用許可にもとづいてマリーナ管理者と行った取引行為、およびマリーナ施設内その他において行った行為の効果は、すべて他の共有者におよぶものとします。

第3節 共有者に対する通知等

(通知の相手方)

第5条 マリーナ管理者は、共有者に対する使用料等の支払請求、通知、意志

表示その他の連絡（以下「通知等」といいます。）を、原則として共有代表者に対してのみ行います。

（発信主義）

第6条 マリーナ管理者から共有者に対する通知等は、共有代表者の住所に宛てて発したときに、すべての共有者に対しその効力を生ずるものとします。

（通知の他の共有者に対する効果）

第7条 前条の共有代表者に対してなされた通知等は、共有代表者以外の共有者に対してもなされたものとみなします。

（共有代表者の通知義務）

第8条 共有代表者は、通知等を受領したときは、直ちに他の共有者に対して、その通知等の内容を通知しなければなりません。

（共有代表者以外の共有者に対する支払請求）

第9条 共有代表者がマリーナ管理者から使用料等の支払請求を受けたにもかかわらず、その支払期限までに、マリーナ管理者に対しその請求額全額の支払いがなされないときは、マリーナ管理者は共有代表者以外の共有者の全部または一部のものに対し、当該使用料等の未払残額全額に支払いを請求するものとします。

第4節 共有代表者の申請・変更・共有者の抹消

（共有代表者の申請・変更）

第10条 共有者はマリーナ管理者に対し、共有者の中から所定の書面にて、1名の共有代表者の登録を申請しなければなりません。

- 2 前項の共有代表者は、使用許可艇の船舶検査証書の「船舶所有者」欄に記載された共有者でなければなりません。
- 3 共有代表者がマリーナ管理者に対し、他の共有者全員の同意を得て、他の共有者を共有代表者とする共有代表者変更の申請したときは、マリーナ管理者は、申請の可否を決定し、その結果を新たな共有代表者に通知するものとします。

- 4 前項の場合において、マリーナ管理者が申請を許可しかつその旨の通知を発したときは、マリーナ管理者は、新たな共有代表者に変更登録するものとします。

(共有代表者の権利・義務・存続期間)

第11条 共有者はその他すべての共有者およびマリーナ管理者に対し、以下の権利を有し、かつ義務を負うものとします。

- ①権利：その単独の判断で使用許可艇の航行・移動・修理・整備・艀装等の改良等の行為を行うこと。
 - ②義務：マリーナ管理者への使用料・その他料金等の支払い、その他の共有者が負うマリーナ使用許可上の義務を履行すること。
- 2 共有代表者は、前項の権利および義務の他、その他のすべての共有者およびマリーナ管理者に対し、その他のすべての共有者を代表して、以下の事項につき、その他の共有者に優先して、以下の行為を行う権利を有し、かつ義務を負うものとします。
 - ①マリーナ管理者からのすべての共有者に対する通知を単独で受領すること。
 - ②マリーナ管理者に対する各種の申請を単独で行うこと。
 - 3 共有代表者は、その他のすべての共有者に対し、この使用許可を読み聞かせ、かつその内容を説明し、全員意義なく承諾させるものとします。
 - 4 共有代表者の権利および義務は、共有代表者変更の場合においては、使用許可期間内において、第10条第3項の通知を新たな共有代表者に発した時点から、次の共有代表者変更の場合における、第10条第3項の通知を新たな共有代表者に発した時点まで存続するものとします。

(共有者の抹消)

第12条 共有代表者はマリーナ管理者に対し、抹消する共有者の同意書および共有者カードを添付の上、所定の書面による手続きにて、他の共有者の登録の抹消を申請することができます。

- 2 前項の場合には共有代表者は、第13条に定める手続きをしなければなりません。

第5節 共有持分の変更の場合の手続き

(持分変更の届出)

- 第13条 共有者がその使用許可艇の共有持分のうちの全部または一部を、他の共有者に譲渡しようとするときは、共有代表者は速やかに、マリーナ管理者に対し所定の書面による手続きにて、共有持分の変更を届け出なければなりません。
- 2 マリーナ管理者は、前項の届け出を受けたときは、共有持分の登録を変更します。

第6節 共有者死亡の場合の手続き

(共有代表者の死亡の場合の共有代表者の変更申請義務)

- 第14条 共有代表者が死亡したときは、共有代表者の代表たる地位は当然に消滅するものとします。
- 2 前項の場合他の共有者の1人は、共有者の全員の同意を得て、所定の書面による手続きにて、マリーナ管理者に対し、自らを新たな共有代表者とする共有代表者変更を、旧共有代表者名義のカードを添付し、申請しなければなりません。
- 3 前項の申請がなされたときは、マリーナ管理者は、その登録申請承諾の可否を決定し、その結果を新たな共有代表者に通知するものとします。

(共有者の死亡)

- 第15条 共有者が死亡したときは、マリーナ管理者はその共有者の登録を、何等の手続きを要することなく、当然に抹消するものとし、その共有者の持分が、他の共有者に対しその持分比率に従って当然に譲渡されたものとみなして、他の共有者の持分比率を変更するものとします。
- 2 共有代表者が死亡したときは新たな共有代表者が、また共有代表者以外の共有者が死亡したときは共有代表者が、死亡した共有者以外の共有者全員の同意を得て、その相続人を新たな共有者として追加

したい旨を、その共有者が死亡した日の翌日から起算して6ヶ月以内に、マリーナ管理者に対し所定の書面により申請することができるものとします。

- 3 マリーナ管理者が前項の申請を認め、共有代表者にその旨の通知を発したときは、マリーナ管理者はその相続人を共有者として追加し、登録するものとします。

第7節 一般事項

(持分照会に対する措置)

第16条 マリーナ管理者は、使用許可艇の持分の紹介に対し一切回答しません。

(規則の改正)

第17条 この規則はマリーナ管理者が決定し、かつマリーナ管理者の必要に応じ改正することができます。

附 則

(規則の効力発生時期)

- 1 この規則は、平成28年7月1日よりその効力を生じます。